

# 板橋区立板橋第十小学校 いじめ対策基本方針

校長 野崎 徳道

## 0【いじめ対策基本方針 策定にあたって】

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

「いじめは決して許されない」という指導を徹底すると同時に、「いじめはいつでもどこでも、どの学校にもどの学級にもどの子ども（または児童・生徒）にも起こり得るものである」という認識に立ち、家庭・地域・関係機関と連携し、日頃からいじめの兆候を早期に把握し、迅速に対応できるよう努めなければならない。

全ての児童が、楽しく豊かな学校生活を送ることができるよう、いじめのない学校を目指すとともに、いじめ問題の未然防止、早期発見、早期解決を図るために「板橋第十小学校『いじめ対策基本方針』」を策定する。  
(いじめ防止対策推進法第1条・13条)

## 1 いじめ問題に関する基本的な考え方

### (1) いじめの定義(いじめ防止対策推進法第2条)

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- ※ 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級やクラブ・委員会活動の児童や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。
- ※ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。いじめられた児童の感じる被害性に着目した見極めが必要である。
- ※ 「インターネットを通じて行われるもの」とは、Googleアプリ内での相手が嫌がる書き込み、悪口、仲間外し、写真の投稿などを始め、SNS上やYouTube等での友達や他人の個人情報や悪口などの書き込み、本人未許可の写真の投稿なども含む。

### (2) 基本理念(いじめ防止対策推進法第3条)

- ① いじめが全ての児童に関係する問題であることに鑑み、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨とする。
- ② 全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨とする。
- ③ いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、教育委員会、地域の保幼中、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

### (3) いじめの禁止(いじめ防止対策推進法第4条)

児童は、いじめを行ってはならない。

### (4) 学校及び学校の教職員の責務(いじめ防止対策推進法第8条)

学校及び学校の教職員は、上記（３）の基本理念にのっとり本校に在籍する児童の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、本校に在籍する児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務がある。

## （５）保護者の責務等（いじめ防止対策推進法第９条）

- ① 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童がいじめを行うことのないよう、当該児童に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努める。
- ② 保護者は、その保護する児童がいじめを受けた場合には適切に当該児童をいじめから保護する。
- ③ 保護者は、本校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努める。
- ④ 上記①の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解するものではなく、また、上記③の規定は、いじめの防止等に関する本校の責任を軽減するものではない。

## ２ いじめ防止等の取組

### （１）未然防止のための取組（いじめ防止推進法第１５条）

#### ア 「相手がいやな気持ちになったら、いじめ」

##### 「相手のいやな気持ちを知ったら、すぐにいじめをやめる」という定義の徹底

全校昼会、年間３回（６月・１１月・２月）のふれあい月間を始め、教育活動のあらゆる場面で定着を図る。校内各所に本定義を掲示し、児童がいつでも確認をできるようにする。

#### イ 授業・学級経営での取組

##### ① すべての児童が参加・活躍できる授業の工夫

校内研究などの機会を利用して日々の授業改善に努める。児童一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりを心掛け、「学習に遅れている」などの劣等感を植え付けないように配慮する。

##### ② 学校生活や授業における「問題解決的な学習」「協働的な学習」の重視

問題が起きた時に児童相互が関わり、問題解決していける力を、全ての教育活動を通して培う。

とりわけ授業においては、互いの意見や考えを尊重し合う「協働的な学習」を重視し、他者と関わる体験を重ね、児童の豊かな情操と道徳心を培い、よりよい人間関係を構築する能力の素地を養う。

##### ③ いじめを許さない授業・道徳授業地区公開講座の実施

いじめに関する授業を、道徳や学級活動などで、年間３回以上実施する。道徳授業地区公開講座では、いじめの未然防止に関するテーマを取り上げる。

##### ④ セーフティ教室（インターネットを通じて行われるいじめに対する対策）の充実

外部の専門家を招き児童にインターネット利用時のマナーやモラルについての学習を行う。（６月実施予定）児童にSNSを含むインターネット上の不適切な書き込み等が人権侵害行為であることを指導するとともに、保護者に対してフィルタリングの設定やインターネットの利用に関する家庭でのルール作り等を周知徹底する。

##### ⑤ よさを認める環境づくり

i) 児童が各方面でがんばった出来事について、全校昼会などで積極的に表彰する。学級でも、「できた、がんばった」ことを認め合う雰囲気づくりに努め、自己有用感を高める学年・学級経営を行う。

ii) 特に５・６年生についてはHyper-QU（学校生活における児童の満足感や意欲等を測定するもの）も活用し、より良い学級づくりに生かす。

#### ウ 学校全体での取組

##### ① 異学年との交流

i) 登校班、縦割り班活動、委員会・クラブ活動、１年生を迎える会や６年生を送る会などの特別活動の行事、運動発表会などの全校での行事を通して、異学年での交流を図る。全教職員が全校児童を気にかけるようにする。

ii) 「学びのエリア」などの区保幼小中連携教育をいかし、近隣の幼稚園・保育園等や中学校との交流を図る。

##### ② いじめ防止に関わる校内研修

i) 「いじめ問題に対応できる力を育てるために－いじめ防止教育プログラム－（東京都教育委員会）」を活用し、いじめについての教職員の校内研修を行う。年間３回のふれあい月間を始め、職員会議な

iv) 学年会やスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を交えたケース会議等を定期的を実施し、児童の人間関係を継続的に注視していく資質を養う。

## エ 保護者・地域・関係機関との連携・協力

- ① 学校公開や保護者会等の機会を活用し、保護者へいじめ防止に向けた啓発を行う。いじめの定義を共有するとともに、子どもたちを中心に据えた連携と協力を依頼する。
- ② 家庭や地域と連携して、いじめ問題の解決を進める姿勢を示すとともに、必要に応じて警察・児童相談所等との円滑な連携や情報の共有に努める。
- ③ P T Aや地域の関係団体とともに、いじめ根絶に向けて、地域ぐるみの対策を推進する。

## (2) 早期発見のための取組(いじめ防止対策推進法第16条)

### ア 日常的な取組

- ① 日常的に教師が児童と関わり、児童がどんなことでも教師に話すことができる雰囲気をつくる。
- ② 朝の健康観察及び休み時間等の様子の観察を綿密に行うことにより、いじめの早期発見に努める。
- ③ たとえ、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から学年団を始めとした複数の教職員で関わり、いじめを隠したり軽視したりしないことを共通理解して取り組む。必要に応じて管理職に報告する。

以下の様子が見られるようになったら、特に気を付けて観察する。

- |   |  |
|---|--|
| (例) <input type="checkbox"/> 遅刻・欠席が増える。           | <input type="checkbox"/> 教室に入りたがらない。           |
| <input type="checkbox"/> 急に学習への意欲を失う。             | <input type="checkbox"/> 当番活動や休み時間に一人である場面が多い。 |
| <input type="checkbox"/> 休み時間は、職員室や保健室、相談室の近くにいる。 |  |
| <input type="checkbox"/> 紛失物が多くなる。                | <input type="checkbox"/> 持ち物や掲示板にいたずら書きが増える。   |
| <input type="checkbox"/> 給食を食べ残すことが多くなる。          | <input type="checkbox"/> からかわれることが多くなる。        |
| <input type="checkbox"/> 遊びの仲間に入れない。              | <input type="checkbox"/> 表情が暗くなる。              |
| <input type="checkbox"/> 仕事を押し付けられる。              | <input type="checkbox"/> ケガやキズが多くなる。           |

- ④ 「いじめ投書箱」を設置し、いじめや悩みに対して、担任以外へも相談できる学校体制をとる。

### イ スクールカウンセラーとの連携

- ① 5年生全員を対象にスクールカウンセラーとの面談を実施する。必要に応じて個別の面談を別途実施する。
- ② 全学年対象に、スクールカウンセラーとの相談をしやすいよう、連携を図る。

### ウ アンケートの実施

- ① 東京都教育委員会の「ふれあい月間(6月・11月・2月)」を活用し実態把握調査アンケート調査の実施等により、いじめの実態把握に取り組む。
- ② 児童、保護者及び地域からの声の収集のため、学校評価のアンケートなどを実施する。

### エ 教職員での共有

- ① 職員夕会で、情報共有の場の設定し、教職員同士の情報交換の場とする。
- ② いじめが起きた場合は、どんな案件でも、対応・指導した者が共有シートに経過・対応等を入力する。いじめについて全教職員が情報を共有できるようにする。

### オ 保護者との連携・相談体制

- ① 在籍する児童及びその保護者がいじめに係る相談を行うことができる相談体制を整備する。連絡帳、電話連絡、面談等を活用しながら学級担任と保護者が緊密に情報交換できる体制づくりを行い、児童のわずかな変化も見逃さないように努める。いじめ等の訴えがあった場合、児童や保護者の思いや不安・悩みを十分受け止める。
- ② 教育相談室及びスクールカウンセラーについて周知し、教育相談の利用を促進する。

## (3) 早期対応のための取組

### ア 初期報告・共有

- ① 職員はいじめを見つけたら、すぐに学年と管理職に報告する。
- ② 児童から連絡を受けたり、直接いじめを発見したりした学校職員は、速やかに事実確認を含め、児童を指導するとともに、校内で情報共有する。

### イ いじめられた児童への対応

- ① いじめを認知した場合、いじめを受けた児童やいじめを知らせに来た児童の安全を確保するとともに、いじめられた児童及びいじめを知らせてきた児童が落ち着いて学習できる環境を整備する。

- ② 「いじめられる側に徹底的に寄り添う」という共通認識を全職員で確認する。また、状況に応じて、スクールカウンセラー等との連携による安心できる場を確保する。

#### ウ いじめ等対策委員会の初期対応

当該学年担任団及びいじめ等対策委員会の校内メンバー（※組織については、「3」参照）による、校内サポート会議を招集し、初期対応について以下の点を行う。

- ① いじめの事実確認、原因の究明。  
（「いつから、何を、誰に、どの程度」の確認と詳細な記録、周囲の児童や関係教職員を含めた事実確認を速やかに行う。）
- ② 教育的配慮の下、毅然とした態度でいじめた児童への指導。
- ③ いじめられた児童の保護者に対する速やかな事実の説明。  
いじめた児童の保護者に対する事実をもとにした説明。  
状況に応じて保護者（同士を含む）との話し合いの場の設定。
- ④ 児童の心理的ストレスの軽減につなげるための支援。

### （4）重大事態への対処（いじめ防止対策推進法第28条）

#### 【いじめ重大事態の定義（いじめ防止対策推進法第28条第1項）】

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

#### 【対処について】

いじめ等対策委員会を活用する。いじめ等対策委員会は、校内サポート会議の初期対応について報告を受け、関係保護者、関係機関と連絡を密にして、解決及び再発防止に向けて取り組む。

#### ア いじめられた児童への対応

- ① 見守り体制を整え、いじめられた児童の生命・安全の確保を最優先にする。  
・必要に応じていじめた児童の別室指導等を行うなど、いじめられた児童の安全を確保する。
- ② スクールカウンセラー、養護教諭と連携し、いじめられた児童の心のケアを図る。

#### イ いじめた児童への対応

- ① いじめた児童がいじめをしてはならないことを理解し、いじめた児童の保護者へ事実の説明と情報の共有を図るとともに、保護者の家庭での指導について助言を行う場を設ける。また、その後の様子の観察や定期的なスクールカウンセラーとの面談を行う。
- ② いじめが止まない場合、いじめた児童をいじめられた児童から遠ざける体制の確立、取り出し指導の場の確保と取り出した際の指導体制を確立する。
- ③ 他の児童の心身の安全が保障されないなどのおそれがある場合については、いじめ等対策委員会と生活指導部が連携し、出席停止等の措置を検討する。出席停止の制度は、いじめた児童の懲戒という観点からだけでなく、学校の秩序を維持し他の児童の教育を受ける権利を保障するという観点から必要となる場合もあることを、保護者に説明し了解を得る。

#### ウ いじめを見ていた児童への対応

いじめを見ていた児童が、自分の問題として捉えることができるようにする指導を行う。

#### エ 保護者との共有

保護者会の開催などにより、保護者との情報の共有を図る。

#### オ 関係機関との連携

- ① いじめに関わる事実を集約し、時系列にまとめ、板橋区教育委員会に報告する。
- ② いじめが犯罪行為と認められる事案については、板橋区教育委員会の指導助言のもと、所轄警察署と連携をして対処する。
- ③ インターネット上のいじめが行われた場合、いじめに係る情報の削除依頼や発信者情報の開示請求について、必要に応じて警察や弁護士に協力を求める。

## (5) いじめの解消について(いじめの防止等のための基本的な方針(平成29年3月14日文科科学省 最終改定))

### ① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

### ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

## 3 学校におけるいじめ等の防止のための組織

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、本校の複数の教職員、スクールカウンセラー等専門的な知識を有する者、その他の関係者により構成されるいじめ等防止のための組織を置く。

### 【いじめ等対策委員会(いじめ防止対策推進法第22条)】

いじめ等対策委員会構成員(校内・事案により臨時開催)			
委員長	校長	委員	生活指導主任、特別支援コーディネーター、養護教諭 当該学級担任、当該学年主任、気がかり児童部担当 スクールカウンセラー
副委員長	副校長		

#### ア 会議

- ① 委員長は、対策委員会を招集し、会議を主宰する。
- ② 副委員長は、委員長を補佐し、委員長不在の場合は、その職務を代行する。
- ③ 委員長は、必要があると認めるときは、検討事項に関係ある者の出席を求めることができる。
- ④ 内容・案件により、その一部で構成したり、他の必要な教職員や学校関係者等が出席したりすることも可とする。

#### イ 通常活動

- ① 「いじめ対策基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認のため学校評価アンケート等で学校におけるいじめ未然防止等への対策の検証を行い、改善策を検討する。
- ② 配布物やホームページ等における発信を通して保護者や地域へ「いじめ対策基本方針」の徹底を図るとともに、職員会議等の機会を活用して教職員への共通理解と意識啓発を図る。
- ③ いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消に向けた指導・支援体制を組織する。必要に応じて、関係機関等と連携して対応する。
- ④ さらにいじめが深刻な場合には、「いじめ等対策委員会」を拡大し、板橋区教育委員会、所轄警察署などの学校以外の委員を加えるなど、公平性・中立性の確保に努めた構成により「いじめ等対策委員会」を設置し、調査を行う。

その際には、調査対象となるいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者を除いた構成員で調査に当たり、当該調査の公平性・中立性を確保する。

## 4 点検・改善の視点

- ① いじめ対策基本方針の内容の定期的な検討については、いじめ等対策委員会の主導によりPDCAサイクルで見直し、実効性のある取組となるよう努める。
- ② いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを実施し、いじめ等対策委員会でいじめに関する取組の検証を行い、基本方針を改善していく。

## 5 いじめ防止等に係る年間計画

	児童の活動(学年)	教職員の動き	保護者・地域
4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1年生を迎える会</li> <li>・縦割り班活動編成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本方針確認</li> <li>・相談室、スクールカウンセラー紹介</li> <li>・学年会(情報共有)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者会</li> </ul>
5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難訓練(引き渡し訓練/不審者対応)</li> <li>・Hyper-QU 実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教員自己申告</li> <li>・校内研修</li> <li>・学年会(情報共有)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人面談</li> <li>・PTA総会</li> </ul>
6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>☆ふれあい月間</li> <li>・いじめ防止についての校長講話(昼会)</li> <li>・学校生活アンケート→児童面談</li> <li>・あいさつ運動</li> <li>・セーフティ教室(SNS 他)</li> <li>・榛名移動教室(5)/日光移動教室(6)</li> <li>・水泳指導開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学年会(情報共有)</li> <li>・学びのエリア研修</li> <li>・いじめに関する校内研修</li> <li>・生活指導特別支援全体会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校運営連絡協議会</li> </ul>
7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スクールカウンセラー全員面談(5)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学年会(情報共有)</li> <li>・校内研修</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人面談</li> <li>・ラジオ体操</li> </ul>
8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学期始めアンケート(オンライン)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学年会(情報共有)</li> </ul>	
9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プール納め</li> <li>・道徳授業地区公開講座</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学年会(情報共有)</li> <li>・道徳授業地区公開講座</li> <li>・校内研修</li> </ul>	
10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活科校外学習</li> <li>・遠足</li> <li>・中学校との交流(6)</li> <li>・Hyper-QU 実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学年会(情報共有)</li> <li>・校内研修</li> <li>・学びのエリア研修</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校運営連絡協議会</li> </ul>
11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>☆ふれあい月間</li> <li>・いじめ防止についての校長講話(昼会)</li> <li>・学校生活アンケート→児童面談</li> <li>・あいさつ運動</li> <li>・運動発表会</li> <li>・探究発表会</li> <li>・社会科見学</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめに関する校内研修</li> <li>・校内特別支援全体会</li> <li>・学年会(情報共有)</li> <li>・校内研修</li> <li>・生活指導特別支援全体会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人面談</li> </ul>
12月		<ul style="list-style-type: none"> <li>・学年会(情報共有)</li> <li>・校内研修</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人面談</li> </ul>
1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育園幼稚園との交流(1)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学年会(情報共有)</li> <li>・校内研修</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校関係者評価</li> <li>・学校運営連絡協議会</li> </ul>
2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>☆ふれあい月間</li> <li>・いじめ防止についての校長講話(昼会)</li> <li>・学校生活アンケート→児童面談</li> <li>・なわ跳び月間(長縄)</li> <li>・保育園幼稚園との交流(1)</li> <li>・6年生を送る会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教員自己評価</li> <li>・学年会(情報共有)</li> <li>・いじめに関する校内研修</li> <li>・生活指導特別支援全体会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道徳授業地区公開講座</li> </ul>
3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感謝の会(6)</li> <li>・卒業式</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ対策基本方針改善</li> <li>・学年会(情報共有)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者会</li> <li>・学校運営連絡協議会</li> </ul>
通年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道徳教育</li> <li>・体験活動</li> <li>・縦割り班活動</li> <li>・クラブ活動</li> <li>・委員会活動</li> <li>・集会活動</li> <li>・登校班</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協働的な学習</li> <li>・問題解決的な学習</li> <li>・学級経営力の育成</li> <li>・いじめ等対策委員会</li> <li>・健康観察及び教育相談</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土曜授業プラン(6回)</li> <li>・学校支援地域本部事業(10サポ)</li> </ul>